

## 付注2 資本ストック推計方法の比較

### 社会資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	分野
内閣府「日本の社会資本」	PI法: 道路、港湾、治水、治山、農林漁業 BY法: 航空、下水道、廃棄物処理、水道、都市公園、文教施設、海岸、工業用水 PS法: 公共賃貸住宅	航空、水道、文教施設(学校等)、海岸などは昭和28年、これら以外および文教施設(社会教育等)は昭和38年。	道路(高速を含む)、港湾、航空、公共賃貸住宅、都市公園、下水道、治水、海岸、廃棄物処理、水道、工業用水、治山、農林漁業、文教施設 ※ 2003年度までデータを公表。
都道府県別経済財政モデルデータベース	PI法	PI法なので設定せず	道路(高速を除く)、港湾、空港、住宅、都市公園、下水道、治水、海岸、廃棄物、水道、工業用水、治山、農林業、学校、社会教育 ※ 学校と社会教育を足したものが上記の文教施設に相当する。

### 民間企業資本ストック

	推計方法	ベンチマーク	分野
内閣府「民間企業資本ストック」	BY法	昭和45年	食料品、繊維工業、パルプ・紙、出版・印刷、化学工業、石油・石炭、窯業・土石、鉄鋼業、非鉄金属、金属製品、一般機械、電気機械、輸送機械、精密機械、その他の製造業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、運輸・通信業、電気業、ガス・水道業、サービス業
都道府県別経済財政モデルデータベース	2000年度までは、内閣府が作成した都道府県別の民間企業資本ストックを用い、2001年度以降は、県別統計に基づき推計された投資額を前年のストックから除却分を控除したものに加算する。	「民間企業資本ストック」と同じ	「民間企業資本ストック」と同じ

注1) 内閣府「都道府県別経済財政モデルデータベース」及び内閣府「日本の社会資本」には、①個人事業主(商店、漁師、農家など)、②漁業協同組合、農業協同組合、③私立大学附属病院、個人開業の病院、およびそれ以外の民間の医療法人などは含まれるが、④国立、公立大学付属病院(独立行政法人になった後も同じ)、⑤宗教法人、⑥保育所(公立、私立の両方)、⑦私立学校、⑧行政機関の庁舎等などは含まれない。

注2) 内閣府「日本の社会資本」では、その他に民鉄・JR、電気通信、電力、都市ガス、私立学校、民間住宅の粗資本ストック額の推計(全国値)も行われているが、都道府県別データについては作成されていない。

注3) ・BY(ベンチマーク法): 基準年の資本ストック額に、それ以降各期の投資額を加えた上で、耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産については除却することにより、間接的に資本ストックを推計する方法。

・PI法(パーペチュアル・インベントリー法): 各期の投資額を毎年積み上げるとともに、耐用年数を経る等その機能を果たさなくなった資産については除却することにより、資本ストックを推計する方法。

・PS法(物量的ストック法): 時系列的な物量データに平均単価を乗じることにより、資本ストックを推計する方法。公共賃貸住宅では、延床面積に床面積1m<sup>2</sup>あたりの建築費を乗じることにより推計している。